

介護保険住宅改修 支給申請の手引

墨田区福祉保健部介護保険課
給付・事業者担当

在宅で介護を必要とされる方が、ご自宅（※）を生活しやすいように、改修した場合、改修費の一部を支給します。

（※ご自宅とは、被保険者証に記載された住所の住宅です。分譲マンションやアパートなどの共用部分についても対象となる場合があります。詳しくは給付担当にお問い合わせください。）

1 利用できる方

墨田区で介護保険の認定（要支援・要介護認定）を受けており、在宅で生活されている方。

※介護認定を受けていない場合でも、高齢者福祉課の助成制度対象となることがあります。詳しくは高齢者福祉課にお問い合わせください。

2 住宅改修の種類

手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、福祉用具貸与の「手すり」（取付けに工事を伴わないもの）に該当するものは除かれる。
床段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。ただし、福祉用具貸与の「スロープ」福祉用具購入の「浴室内すのこ」（共に取付けに工事を伴わないもの）による床段差の解消は除かれる。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更	居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更等が想定されるものである。
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象とならないものである。
洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。ただし、福祉用具購入の「腰掛便座」（取付け工事を伴わないもの）の設置は除かれる。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は保険給付の対象とならないものである。
その他付帯工事	上記の工事に付帯して必要となる住宅改修としては以下のものが考えられる。 ①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差の解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更

3 住宅改修費の給付額

要介護状態区分にかかわらず20万円を限度に改修費用の7～9割に相当する額が給付されます。なお、老朽化を理由とした改修は対象となりません。

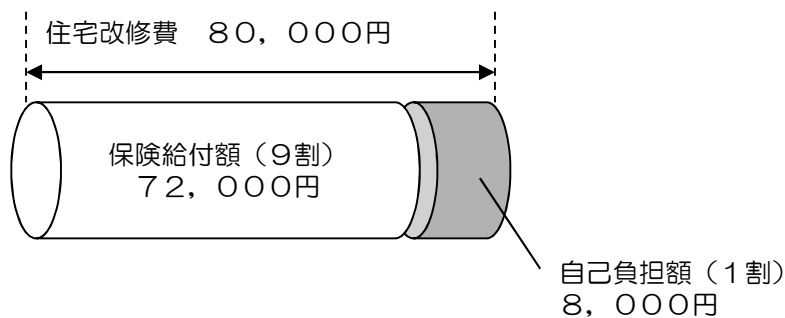
初回の住宅改修を行った時点から要介護状態区分が3段階以上上がった場合、限度額がリセットされ、再度20万円を限度に改修費用の7～9割に相当する額が給付されます。次頁「4 3段階リセットについて」を参照ください。

住宅改修をした住居から転居し、転居後の住居で再度住宅改修する場合も限度額がリセットされ、再度20万円を限度に改修費用の7～9割に相当する額が給付されます。

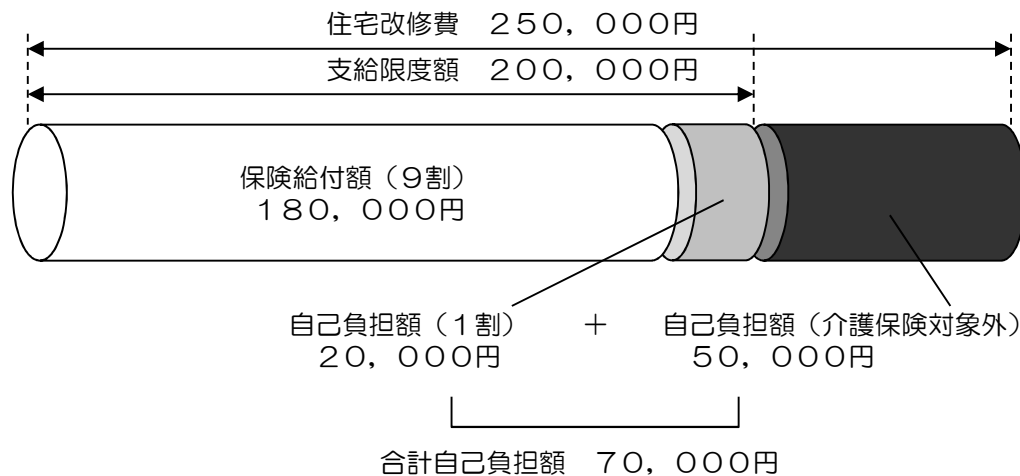
※介護保険の住宅改修とは別に、助成事業の対象となる場合があります。

- ・高齢者自立支援住宅改修助成制度（高齢者福祉課）
- ・重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成制度（障害者福祉課）
- ・耐震・バリアフリー改修工事（建築指導課） など

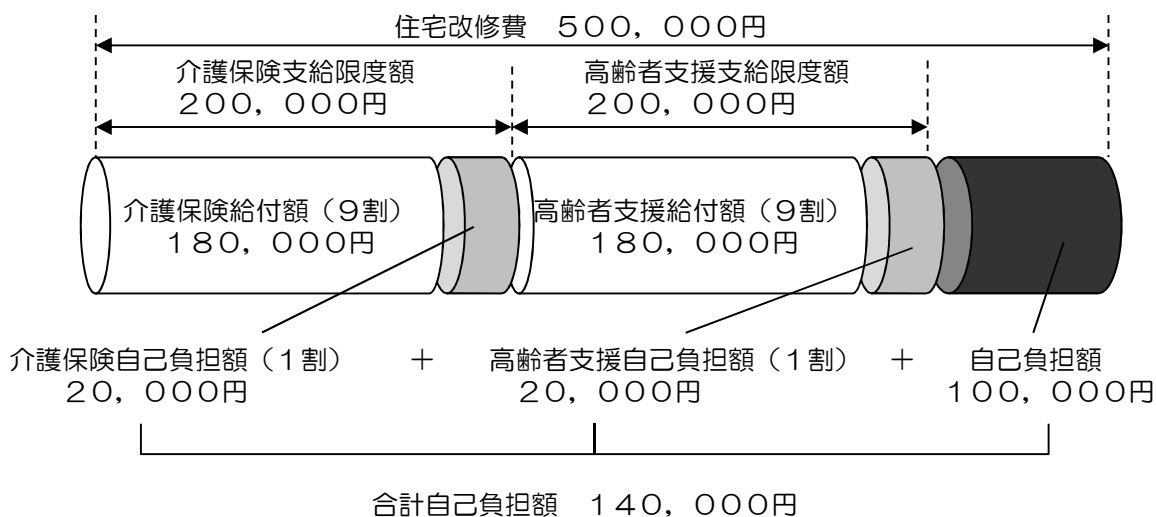
例1 80,000円の介護保険対象の住宅改修をした場合（1割負担の方）
→72,000円が給付され、8,000円が自己負担分です。



例2 250,000円の介護保険対象の住宅改修をした場合（1割負担の方）
 →180,000円が給付され、70,000円が自己負担分です。



例3 500,000円の介護保険及び高齢者自立支援住宅改修助成制度（高齢者福祉課）対象の住宅改修をした場合（1割負担の方）
 →介護保険から180,000円が給付され、高齢者自立支援住宅改修助成制度から180,000円が給付され、自己負担分は140,000円です。



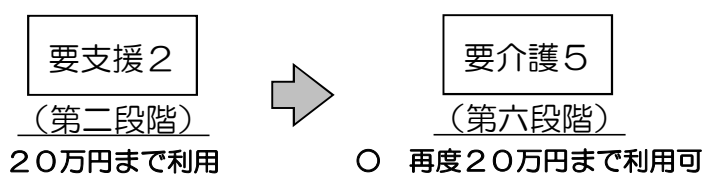
※なお、それぞれの制度により対象となる工事、支給額が異なるため、上記の図のとおりになるとは限りません。

4 3段階リセットについて

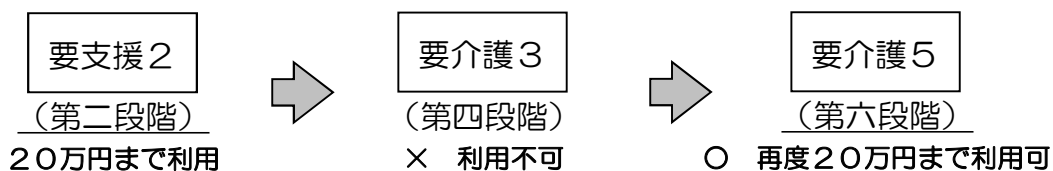
介護の必要の程度が著しく高くなった場合（初回の住宅改修時から要介護状態区分が3段階以上上がった場合）は例外として、住宅改修の限度額がリセットされます。下記の表で「介護の必要の程度を図る目安（段階）」が3段階上がった場合、リセットされます。

介護の必要の程度を図る目安（段階）	要介護区分状態
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護（平成18年4月1日以降）

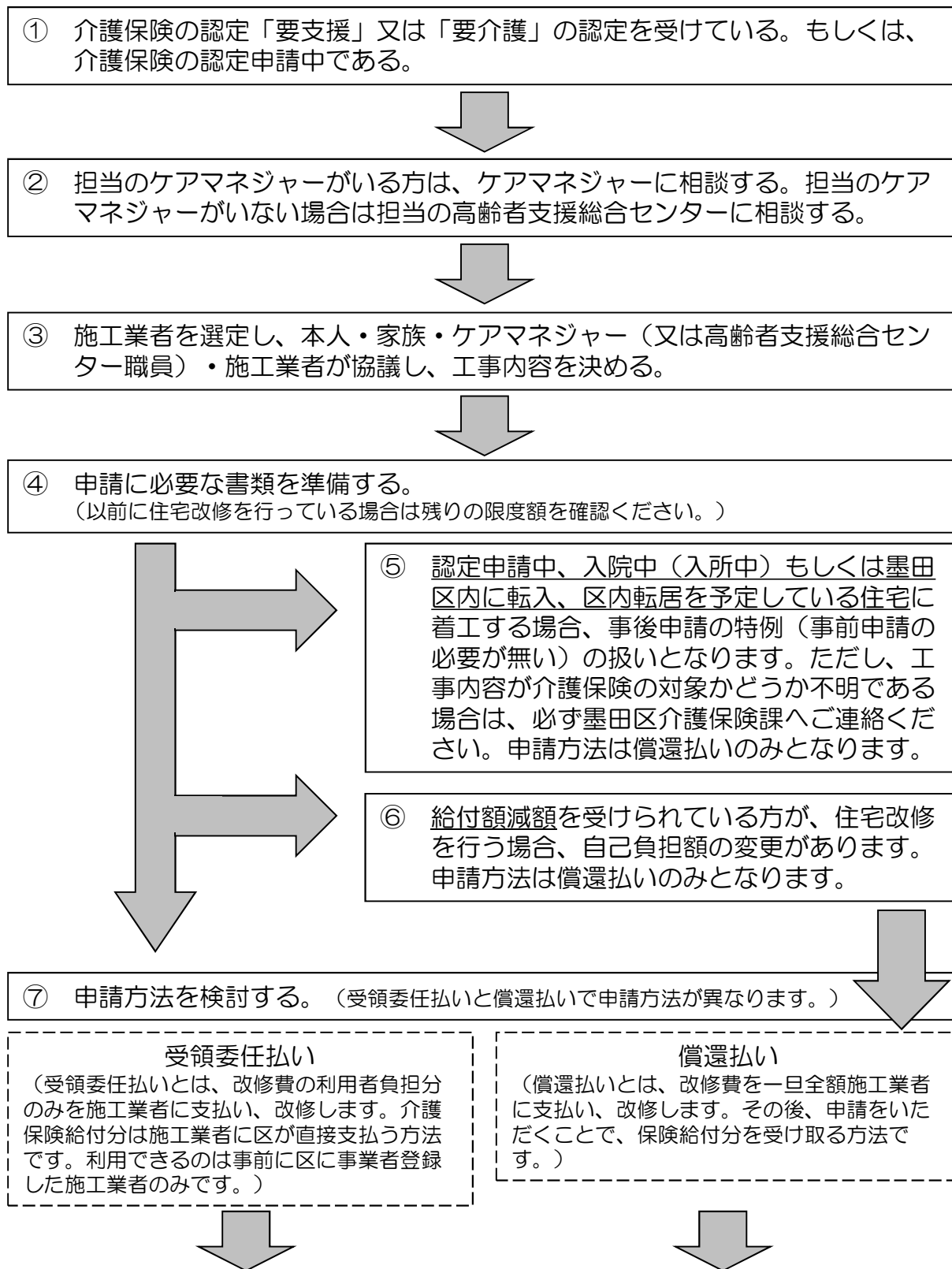
例1 要支援2で20万円まで利用し、要介護5に上がった場合

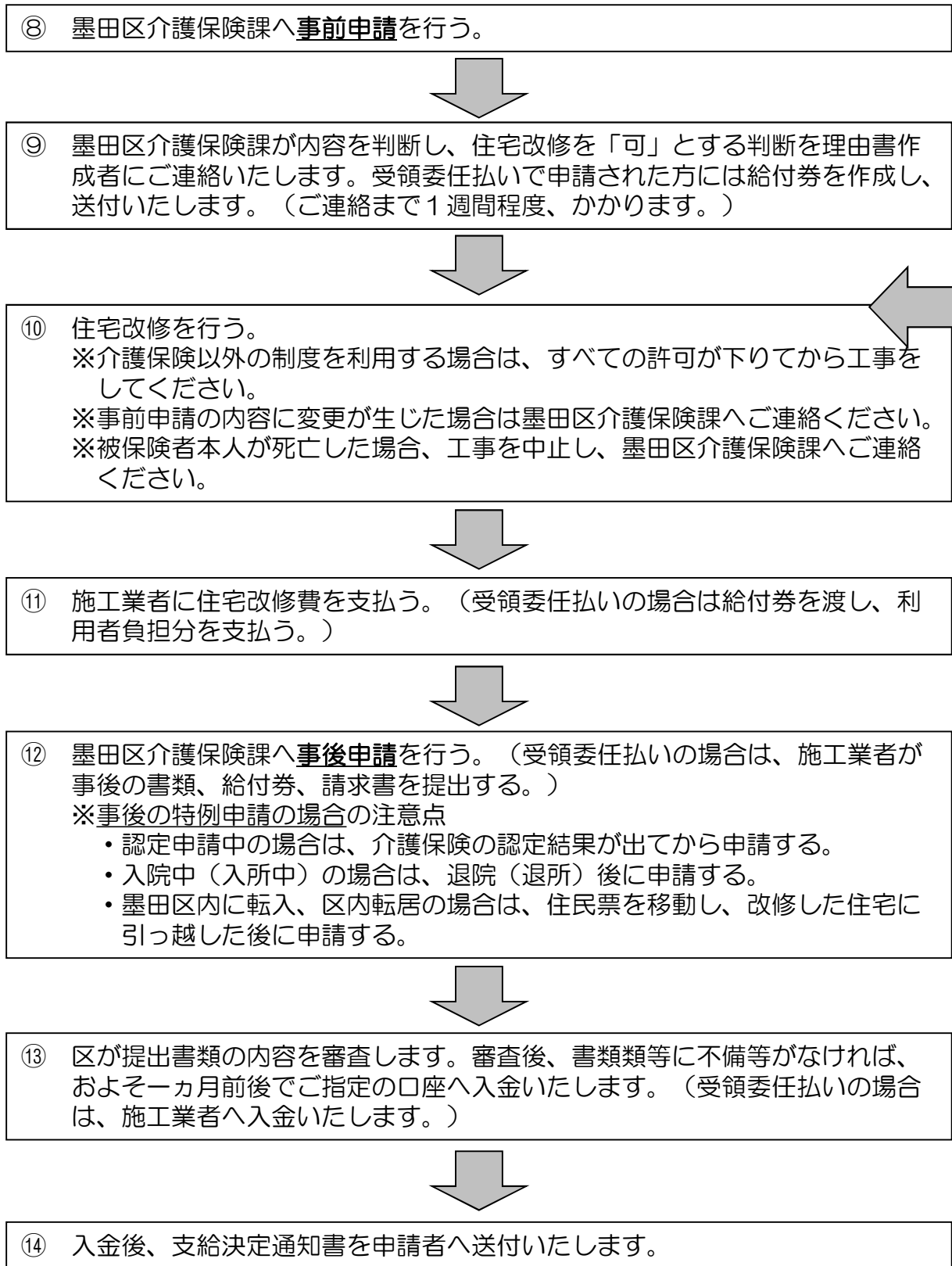


例2 要支援2で20万円まで利用し、要介護3に上がり、その後、要介護5に上がった場合



5 住宅改修費支給申請の流れ





事後の特例申請

6 受領委任払いを利用して住宅改修をする場合の注意点

- (1) 平成29年6月から受領委任払い事業者登録制を開始いたしました。
受領委任払いが利用できるのは、事前に介護保険課に登録した事業者が施工する場合のみです。（事業者の登録方法につきましては、区ホームページ「介護保険住宅改修費受領委任払い事業者登録制の開始について」をご覧ください。）
- (2) 住宅改修受領委任払い登録事業者一覧は区ホームページに掲載、また介護保険課にて配布しています。
- (3) 区に受領委任払い事業者登録していない施工事業者が改修する場合、事前に事業者登録の手続きをしていただくか、償還払いをご利用ください。
償還払いをご利用いただく場合、事業者登録の必要はありません。

7 認定申請中に住宅改修をする場合の注意点

- (1) 改修前に必ず、介護保険の認定申請を行ってください。（認定申請日以前に改修してしまうと、保険給付の対象となりません。）
- (2) 認定申請の結果が「非該当」と判定されると、介護保険の給付対象とならず、改修費全額を自己負担していただくこととなります。
※ただし、介護保険以外の助成事業に事前に申請いただくことで、「非該当」となった場合でも助成がある場合があります。
- (3) 償還払いのみの申請方法となります。（受領委任払いはご利用になりません。）
- (4) 介護保険の認定の結果が決定した後に、介護保険課へ支給申請を行ってください。

8 入院中（入所中）または転居前に住宅改修をする場合の注意点

- (1) 入院中（入所中）または転居前に改修を行ったが、何らかの理由で、ご自宅で利用ができなかった場合は介護保険の給付対象とならず、改修費全額を自己負担していただくことになります。
- (2) 償還払いのみの申請方法となります。（受領委任払いはご利用になりません。）
- (3) 退院（退所）後、ご自宅に戻られてから、または住民票を移動し転居した後、介護保険課へ支給申請を行ってください。



9 給付額減額を受けられている場合の注意点




- (1) 給付額減額期間に住宅改修を行った場合は、20万円を限度に7割または、6割に相当する額が給付されます。
（ケアマネジャーはこのことを説明し、改修を行ってください。）
- (2) 償還払いのみの申請方法となります。（受領委任払いはご利用になりません。）

※ 工事内容によっては、所得税や固定資産税の軽減を受けられる場合があります。

詳しくは、お近くの税務署又は都税事務所までお問い合わせください。

9 【事前申請】償還払いの事前申請書類について

必要な書類	
(1)	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書  記入例 P22,23
(2)	住宅改修が必要な理由書  記入例 P25,26
(3)	工事費見積り書
(4)	改修前の写真
(5)	改修前および改修後がわかる図面

場合により必要な書類	
(6)	住宅改修の承諾書  記入例 P27
(7)	住宅改修の承諾についてのお願い  記入例 P28
(8)	都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し
(9)	委任状  記入例 P24

注意点

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- 申請者（被保険者）の欄は被保険者本人の住所、氏名を記入ください。本人が死亡している場合は記入方法が異なりますのでご連絡ください。
- 口座振替依頼欄は窓口払いを希望される場合は記入しないでください。受け取られる方が被保険者本人以外の場合も記入しないでください。
- 書き損じが生じた場合は、申請書に用いた申請者の印鑑で、書き損じた箇所に訂正印を押印ください。

(2) 住宅改修が必要な理由書

- ケアマネジャーもしくは担当の高齢者支援総合センターの職員が記入する用紙です。

(理由書作成者へのお願い)

- 理由書は改修箇所を網羅するよう具体的に記入ください。

(3) 工事費見積書

- 宛名が被保険者本人の見積書が必要になります。

(施工業者へのお願い)

- 工賃と材料費を区分して記載ください。
- 材料費は、材質・サイズ・数量・単価などできる限り詳細を記載してください。
- 工事にかかる人数と時間を記載ください。
- 特にユニットバスの場合は「一式」であると、天井や壁等も含まれ給付しかねます。必ず細分化してください。

(4) 改修前の写真

- 写真は日付を必ず入れてください。カメラに日付入りの機能がない場合は、黒板や紙などを利用し、写真の中に写してください。
- 改修予定箇所全ての写真を提出ください。改修が大規模になる場合は一箇所につき複数の写真を添付いただいても、構いません。
- 段差解消を目的とした住宅改修を行う場合は、改修箇所に巻尺などを当て、段差がどの程度あるかわかるように写真を撮ってください。

(5) 改修前および改修後がわかる図面

(施工業者へのお願い)

- 図面は工事の内容がわかるように、平面図や立体図を用いて記載ください。

(6) 住宅改修の承諾書

- 本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修を行う場合、必要になります。所有者が複数人いる場合は、すべての方の承諾書が必要になります。
- 本人以外の方が賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。この場合は（7）の書類も必要になります。
- 分譲マンションの共用部分に住宅改修を行う場合、マンションの管理組合の承諾書、もしくは、入居者全員の承諾書が必要になります。

(7) 住宅改修の承諾についてのお願い

- 賃貸契約している住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。
- 被保険者本人以外の方が賃借人の場合は（6）も必要になります。
- 承諾を得る際は、2通を賃貸人に提出します。承諾する場合、賃貸人は記載事項を記入した上で、1通を賃借人へ返還し、1通を保管してください。
- ただし、賃貸人が都や区などの場合は（8）のみを提出ください。

(8) 都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し

- 都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合は、模様替え許可証等の写しが必要になります。

(9) 委任状

- 被保険者本人様以外の方の口座へお振込を希望される場合、必要になります。

10 【事後申請】償還払いの事後申請書類について

必要な書類	
(1)	領収書
(2)	改修後の写真
(3)	工事費内訳書

場合により必要な書類	
(4)	改修後の図面

注意点

(1) 領収書

- ・宛名が被保険者本人の領収書が必要になります。
- ・墨田区介護保険課で原本が確認できれば、コピーでもかまいません。
(申請時に原本とコピーを添付してください。確認後、原本をお返しいたします。)

(2) 改修後の写真

- ・事前申請時の写真と同方向から、改修箇所を撮影し、対比できるような写真を提出してください。
- ・写真は日付を必ず入れてください。カメラに日付入りの機能がない場合は、黒板や紙などを利用し、写真の中に写してください。
- ・改修箇所全ての写真を提出ください。改修が大規模になる場合は一箇所につき複数の写真を添付いただいても、構いません。
- ・段差解消を目的とした住宅改修をした場合は、改修箇所に巻尺などを当て、段差がどの程度あるかわかるように写真を撮ってください。

(3) 工事費内訳書

- ・事前申請時の見積書と対応した内訳書を提出ください。

(4) 改修後の図面

- 事前申請時と改修内容に簡易な変更があった場合、変更後の図面を提出いただく必要があります。

1 1 【事前申請】受領委任払いの事前申請書類について

必要な書類	
(1)	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 （受領委任払い用） ◀ 記入例 P29
(2)	住宅改修が必要な理由書 ◀ 記入例 P25,26
(3)	工事費見積り書
(4)	改修前の写真
(5)	改修前および改修後がわかる図面

場合により必要な書類	
(6)	住宅改修の承諾書 ◀ 記入例 P27
(7)	住宅改修の承諾についてのお願い ◀ 記入例 P28
(8)	都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し

注意点

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

（受領委任払い用）

- 受領委任払いは、介護保険課に事前に登録した事業者のみご利用になれます。登録事業者一覧は区ホームページに掲載しています。
- 受任者（住宅改修事業者）の印鑑は、社判ではなく代表者印を押印ください。
- 受任者（住宅改修事業者）の代表者名は氏名の前に役職名（代表取締役など）を記載ください。ない場合は不要です。
- 書き損じが生じた場合は、申請書に用いた申請者の印鑑で、書き損じた箇所に訂正印を押印ください。ただし、「受任承諾書（兼確約同意書）」欄は住宅改修事業者の代表者印で訂正ください。
- 申請後に、区から交付する給付券は原則、現住所に送付しています。現住所以外に送付を希望する場合はご連絡ください。

(2) 住宅改修が必要な理由書

- ケアマネジャーもしくは担当の高齢者支援総合センターの職員が記入する用紙です。

(理由書作成者へのお願い)

- 理由書は改修箇所を網羅するよう具体的に記入ください。

(3) 工事費見積書

- 宛名が被保険者本人の見積書が必要になります。

(施工業者へのお願い)

- 工賃と材料費を区分して記載ください。
- 材料費は、材質・サイズ・数量・単価などできる限り詳細を記載してください。
- 工事にかかる人数と時間を記載ください。
- 特にユニットバスの場合は「一式」であると、天井や壁等も含まれ給付しかねます。必ず細分化してください。

(4) 改修前の写真

- 写真は日付を必ず入れてください。カメラに日付入りの機能がない場合は、黒板や紙などを利用し、写真の中に写してください。
- 改修予定箇所全ての写真を提出ください。改修が大規模になる場合は一箇所につき複数の写真を添付いただいても、構いません。
- 段差解消を目的とした住宅改修を行う場合は、改修箇所に巻尺などを当て、段差がどの程度あるかわかるように写真を撮ってください。

(5) 改修前および改修後がわかる図面

(施工業者へのお願い)

- 図面は工事の内容がわかるように、平面図や立体図を用いて記載ください。

(6) 住宅改修の承諾書

- 本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修を行う場合、必要になります。所有者が複数人いる場合は、すべての方の承諾書が必要になります。
- 本人以外の方が賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。この場合は（7）の書類も必要になります。
- 分譲マンションの共用部分に住宅改修を行う場合、マンションの管理組合の承諾書、もしくは、入居者全員の承諾書が必要になります。

(7) 住宅改修の承諾についてのお願い

- 賃貸契約している住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。
- 被保険者本人以外の方が賃借人の場合は（6）も必要になります。
- 承諾を得る際は、2通を賃貸人に提出します。承諾する場合、賃貸人は記載事項を記入した上で、1通を賃借人へ返還し、1通を保管してください。
- ただし、賃貸人が都や区などの場合は（8）のみを提出ください。

(8) 都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し

- 都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合は、模様替え許可証等の写しが必要になります。



※なお、事前申請した住宅改修の金額や内容が変更する場合は改修前に必ず、墨田区介護保険課へご連絡ください。再申請が必要になります。

※発行した給付券を紛失や汚損した場合は再交付申請が必要になります。

◀ 記入例 P32

12 【事後申請】受領委任払いの事後申請書類について

※事後申請は事業者の請求書が必要となるので、住宅改修事業者が行います。

必要な書類	
(1)	介護保険住宅改修に係る請求書  記入例 P31
(2)	介護保険住宅改修費給付券  記入例 P30
(3)	工事費内訳書
(4)	改修後の写真

場合により必要な書類	
(5)	変更届

(1) 介護保険住宅改修に係る請求書

- 所在地、事業者名、代表者氏名には、申請書の受任者欄に記載した内容と同じ内容を記載ください。印鑑は社判ではなく、代表者印でお願いします。
- 請求金額は給付券に記載された支給予定金額を記入ください。
- 書き損じが生じた場合は、代表者印の印鑑で、書き損じた箇所に訂正印を押印ください。

(2) 介護保険住宅改修費給付券

- 住宅改修を行い、領収書を発行した日に日付、被保険者氏名を記入していただき、申請書に用いた印鑑を押印していただきます。

(3) 工事費内訳書

- 事前申請時の見積書と対応した内訳書を提出ください。



(4) 改修後の写真




- 事前申請時の写真と同方向から、改修箇所を撮影し、対比できるような写真を提出してください。
- 写真は日付を必ず入れてください。カメラに日付入りの機能がない場合は、黒板や紙などを利用し、写真の中に写してください。
- 改修箇所全ての写真を提出ください。改修が大規模になる場合は一箇所につき複数の写真を添付いただいても、構いません。
- 段差解消を目的とした住宅改修をした場合は、改修箇所に巻尺などを当て、段差がどの程度あるかわかるように写真を撮ってください。

(5) 変更届

- 事前申請時と事後申請の間で、事業所の内容（所在地や代表取締役など）に変更があった場合に必要となります。

1 2 【事後の特例申請】償還払いの事後の特例申請書類について

必要な書類	
(1)	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書  記入例 P22,23
(2)	住宅改修が必要な理由書  記入例 P25,26
(3)	工事費見積り書
(4)	領収書
(5)	改修前および改修後の写真
(6)	改修前および改修後がわかる図面

場合により必要な書類	
(7)	住宅改修の承諾書  記入例 P27
(8)	住宅改修の承諾についてのお願い  記入例 P28
(9)	都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し
(10)	委任状  記入例 P24

注意点

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
 - ・申請者（被保険者）の欄は被保険者本人の住所、氏名を記入ください。本人が死亡している場合は記入方法が異なりますのでご連絡ください。
 - ・口座振替依頼欄は窓口払いを希望される場合は記入しないでください。受け取られる方が被保険者本人以外の場合も記入しないでください。
 - ・書き損じが生じた場合は、申請書に用いた申請者の印鑑で、書き損じた箇所に訂正印を押印ください。
- (2) 住宅改修が必要な理由書
 - ・ケアマネジャーもしくは担当の高齢者支援総合センターの職員が記入する用紙です。

(理由書作成者へのお願い)

- ・理由書は改修箇所を網羅するよう具体的に記入ください。
- ・着工前に必ず、理由書を作成してください。

(3) 工事費見積書

- ・宛名が被保険者本人の見積書が必要になります。

(施工業者へのお願い)

- ・工賃と材料費を区分して記載ください。
- ・材料費は、材質・サイズ・数量・単価などできる限り詳細を記載してください。
- ・工事にかかる人数と時間を記載ください。
- ・特にユニットバスの場合は「一式」であると、天井や壁等も含まれ給付しかねます。必ず細分化してください。

(4) 領収書

- ・宛名が被保険者本人の領収書が必要になります。
- ・墨田区介護保険課で原本が確認できれば、コピーでもかまいません。
(申請時に原本とコピーを添付してください。確認後、原本をお返しいたします。)

(5) 改修前および改修後の写真

- ・写真は日付を必ず入れてください。カメラに日付入りの機能がない場合は、黒板や紙などを利用し、写真の中に写してください。
- ・改修箇所全ての事前、事後の写真を提出ください。改修が大規模になる場合は一箇所につき複数の写真を添付いただいても、構いません。
- ・段差解消を目的とした住宅改修を行う場合は、改修箇所に巻尺などを当て、段差がどの程度あるかわかるように写真を撮ってください。

(6) 改修前および改修後がわかる図面

(施工業者へのお願い)

- 図面は工事の内容がわかるように、平面図や立体図を用いて記載ください。

(7) 住宅改修の承諾書

- 本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修を行う場合、必要になります。所有者が複数人いる場合は、すべての方の承諾書が必要になります。
- 本人以外の方が賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。この場合は（7）の書類も必要になります。
- 分譲マンションの共用部分に住宅改修を行う場合、マンションの管理組合の承諾書、もしくは、入居者全員の承諾書が必要になります。

(8) 住宅改修の承諾についてのお願い

- 賃貸契約している住宅に住宅改修を行う場合、必要になります。
- 被保険者本人以外の方が賃借人の場合は（6）も必要になります。
- 承諾を得る際は、2通を賃貸人に提出します。承諾する場合、賃貸人は記載事項を記入した上で、1通を賃借人へ返還し、1通を保管してください。
- ただし、賃貸人が都や区などの場合は（8）のみを提出ください。

(9) 都営、区営アパート等の模様替え許可書等の写し

- 都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合は、模様替え許可証等の写しが必要になります。

(10) 委任状

- 被保険者本人様以外の方の口座へお振込を希望される場合、必要になります。

申請書等記入例

【記入例】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

※本人が健在で本人口座に給付を受ける場合

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書							
フリガナ	スミダ タロウ		保険者番号	1 3 1 0 7 8			
被保険者氏名	墨田 太郎		被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6			
生年月日	明・大・ 昭 ○○年 ○月 ○日						
住 所	〒 131-0001 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話番号 03-5608-1111						
住宅の所有者	墨田 一郎 本人との関係 (長男)						
改修の内容・ 箇所及び規模	トイレ内の手すり2本 玄関上がりかまちの手すり1本 トイレの開き戸を引き戸へ変更		業者名	株式会社 墨田区役所			
			着工予定日	平成○○年○月○日			
			完成予定日	平成○○年○月○日			
改修費用	円						
墨田 区 長 あて 上記のとおり、関係書類を添えて、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 なお、居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。 平成○○年 ○月 ○日 住所 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 申請者 (被保険者) 氏名 墨田 太郎 電話番号 03-5608-1111 (墨田)							
口座振替依頼欄	銀行	墨田	本店	種 目	口 座 番 号		
	信用金庫		向島	1 普通預金			
	信用組合		出張所	2 当座預金	1 1 1 1 1 1 1		
	金融機関コード		店舗コード	4 貯蓄預金			
	1	2	3	4	1	1	1
フリガナ	スミダ タロウ						
口座名義人	墨田 太郎						
金融機関コードと店舗コードはわか らなければ記入は 不要です。							
① 申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積もり書、 後の完成予定の状態がわかるもの(写真または簡単な図面)を提出してください。 書類の提出により保険給付として適当な改修かどうか確認します。 ② 工事完了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書、住宅改修の完成後の状態を確認できる書 類(各箇所ごとの改修前及び改修後のそれぞれ撮影日のわかる写真)を提出してください。 ③ ①と②の確認により住宅改修費の支給決定をします。							

改修費用は記入不要
です。

金融機関コードと
店舗コードはわか
らなければ記入は
不要です。

【記入例】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

※本人が健在で本人以外の口座に給付を受ける場合（委任状が必要な場合）

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書													
フリガナ	スミダ タロウ		保険者番号	1	3	1	0	7	8				
被保険者氏名	墨田 太郎		被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
			生年月日	明・大・昭 ○○年 ○月 ○日									
住 所	〒 131-0001 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話番号 03-5608-1111												
住宅の所有者	墨田 一郎		本人との関係（ 長男 ）										
改修の内容・ 箇所及び規模	トイレ内の手すり2本 玄関上がりかまちの手すり1本 トイレの開き戸を引き戸へ変更		業者名	株式会社 墨田区役所									
			着工予定日	平成○○年○月○日									
			完成予定日	平成○○年○月○日									
改修費用	円												
墨田区長 へて 上記のとおり、関係書類を添えて、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 なお、居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。 平成○○年 ○月 ○日 住所 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 申請者 (被保険者) 氏名 墨田 太郎 電話番号 03-5608-1111													
口座振替依頼欄	銀行	本店	種 目	口座振替依頼欄は記入不要です。									
	信用金庫	支店		1 普通預金									
	信用組合	出張所	2 当座預金										
	金融機関コード	店舗コード	4 貯蓄預金										
フリガナ													
口座名義人													
注意① この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積もり書、住宅改修後の完成予定の状態がわかるもの(写真または簡単な図面)を提出してください。 上記の書類の提出により保険給付として適当な改修かどうか確認します。 ② 工事終了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類(各箇所ごとの改修前及び改修後のそれぞれ撮影日のわかる写真)を提出してください。 ③ ①と②の確認により住宅改修費の支給決定をします。													

【記入例】委任状

※本人が健在で本人以外の口座に給付を受ける場合（委任状が必要な場合）

委 任 状			
受任者 住所 <u>東京都墨田区〇〇3-3-3</u>			
氏名 <u>墨田 花子</u>			
私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。			受任者はご家族様の住所、氏名をお書きください。
記			
<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険居宅介護（介護予防）サービス費の受領に関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険高額介護（介護予防）サービス費の受領に関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費の受領に関する事 <input type="checkbox"/> 介護保険の受領に関する事			
住宅改修費にチェックをお付けください。			
平成〇〇年 〇月 〇日			
委任者 住所 <u>東京都墨田区吾妻橋1-23-20</u>			
氏名 <u>墨田 太郎</u>			
			墨田 印
受任者使用印鑑はご家族様の印鑑を押印ください。ご本人様とは別の印鑑を押印ください。			委任者はご本人様の住所、氏名をお書きください。印鑑は申請書に使用した印鑑と同じもので押印ください。
支 払 金 口 座 振 替 依 頼 書			
振込先 金融 機関	<input checked="" type="radio"/> 銀行 墨田 信用金庫 信用組合	<input checked="" type="radio"/> 本店 向島 <input checked="" type="radio"/> 支店 出張所	請求金額は、左記の口座
振込 口座	預金 種別	<input checked="" type="radio"/> 1 普通 <input type="radio"/> 2 当座 <input type="radio"/> 4 貯蓄	口座 番号
	(フリガナ) スミダ ハナコ		9 8 7 6 5 4 3
	(口座名義人) 墨田 花子		
			平成〇〇年 〇月 〇日
			墨田区長 あて
			依頼人住所 <u>東京都墨田区〇〇3-3-3</u>
			氏名 <u>墨田 花子</u>
			墨田 印
			印鑑は受任者使用印鑑と同じ印を押印ください。

【記入例】住宅改修の理由書（P1）

※ケアマネジャーもしくは担当の高齢者支援総合センターの職員が記入する用紙です。

(P1)

住宅改修が必要な理由書		平成〇〇年〇月〇日		平成〇〇年〇月〇日	
被保険者番号 0000123456		年齢 80歳	生年月日 明・大・ ㊦ 7年 1月 1日	作成日	作成者
利用者の被保険者氏名 墨田 太郎		要介護認定 1・2		資格 介護支援専門員	連絡先 03-5608-6149
住所 墨田区吾妻橋1-23-20		要介護 経過的・1・ ㊦ ・3・4・5		作成者 墨田区役所支援事業所 業平 和子	

確認日 平成 年 月 日	評価 欄
保険者 氏名	

＜総合的状况＞

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後
<p>〇〇(病名など)により、平成23年5月から平成23年7月まで入院していた。〇〇及び入院により、下肢筋力の低下が見られる。歩行はゆっくりではあるが、行えるまで回復してきている。しかし、立ち上がる時や段差を昇降する際に転倒の危険性がある。</p> <p>妻と2人暮らし、長男夫婦は近隣の区に住んでいる。長男夫婦は仕事のため、休日に来る程度であり、日常的な支援はできない状況である。主たる介護者は妻であるが、高齢のため、多くの負担を強いことはできない。また、本人は、身体状況の改善もあり、自立した生活を送りたいと思っている。</p> <p>トイレ内に手すりをつけることで、転倒を防止でき、自立した排泄を行うことが可能となる。玄関の昇降に関して、手すりを取り付けられることで、転倒する危険性がなくなり、安全に行える。外出する意欲の向上も期待できる。</p> <p>トイレの開き戸は、トイレのスペース自体が狭いこともあり、立ち回りが困難である。扉に寄りかかり、転倒しそうなになった経験がある。引き戸へ変更することにより、転倒の危険性を防止し、トイレまでの移動を容易にしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行者 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊段差 ●浴補助用具 ●風呂槽 ●他 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

入院中の工事の場合は、こちらに退院日を明記ください。

すべての改修項目に理由が
付くよう、具体的に記入ください。

【記入例】住宅改修の理由書（P2）

※ケアマネジャーもしくは担当の高齢者支援総合センターの職員が記入する用紙です。

住宅改修が必要な理由書		(P2)	
① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況（…なので困っている）を記入してください	③ 改修目的、期待効果をチェックした上で、改修の方針（…すること…）が改善できるかを記入してください	④ 改修項目（改修箇所）
活動 ■トイレまでの移動 ■トイレ出入口の出入（扉の開閉を含む） ■風呂からの立ち座り（移乗を含む） □衣服の着脱 □排便時の姿勢保持 □後始末 □その他	下肢筋力の低下のため、便座からの立ち座りを行うときに、転倒の危険性がある。また、トイレの開き戸に寄りかかり、転倒しそうになったことがある。	□できないかつた事をできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	■手すりの取付け トイレ内2箇所 玄関の上がりかまち1箇所 □段差の解消 □引き戸等への扉の取替え トイレの開き戸を引き戸へ変更 □便器の取替え □滑り防止等のための床材の変更 □その他
□浴室までの移動 □衣服の着脱 □浴室出入口の出入（扉の開閉を含む） □浴室内での移動（立ち座りを含む） □洗い場での姿勢保持 □洗体・洗髪を含む □浴槽の出入（立ち座りを含む） □浴槽内での姿勢保持 □その他		□できないかつた事をできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	
□出入口までの屋内移動 ■上がりかまちの昇降 □車いす等、装具の着脱 □履物の着脱 □出入口の出入（扉の開閉を含む） □出入口から敷地外までの屋外移動 □その他	下肢筋力の低下のため、上がりかまちの昇降時に転倒の危険性がある。	□できないかつた事をできるようにする ■転倒等の防止、安全の確保 ■動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	
その他の活動		□できないかつた事をできるようにする □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担の軽減 □その他	

すべての改修箇所の改善点を具体的に記入ください。

すべての改修箇所の困難な状況を具体的に記入ください。

【記入例】住宅改修の承諾書

※本人以外の方が所有している住宅に改修を行う場合

本人以外の方が賃貸契約をしている住宅に改修を行う場合

平成 ○○ 年 ○月 ○日

住宅改修の承諾書

ご本人様以外の方が賃貸契約している住宅に改修する場合は住宅所有者は賃貸契約をしている方になります。
(この書類以外に「住宅改修承諾のお願い」が必要になります)

(住宅所有者)
住所 **東京都墨田区吾妻橋1-23-20**
氏名 **墨田 一郎** 墨田印

私の所有する
墨田区 吾妻橋 1丁目 23番 20号 の
住宅に (被保険者氏名) 墨田 太郎 が
別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

姓名が同じ場合、ご本人様と同じ印鑑(申請書に使用した印鑑)は使用しないでください。必ず、所有者の印鑑を押印ください。

【記入例】住宅改修の承諾についてのお願い

※本人が賃貸契約している住宅に改修を行う場合

本人以外の方が賃貸契約をしている住宅に改修を行う場合

平成〇〇年 〇月 〇日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)
住所 東京都墨田区〇〇2-2-2
氏名 東駒形 三郎 様

(賃借人)
住所 東京都墨田区吾妻橋1-23-20
マンション墨田区130
氏名 墨田 太郎

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1) 住宅	名称	マンション墨田区	
	所在地	東京都墨田区吾妻橋1-23-20	
	住戸番号	130	
(2) 住宅改修の概要	個所・部位	内容	
	トイレ 玄関上がりかまち	手すり取付け (トイレ2本、玄関1本) トイレの扉の取替え (開き戸から引き戸へ)	

承諾書

上記について、承諾いたします。
(なお、)

平成〇〇年 〇月 〇日

(賃貸人)
住所 東京都墨田区〇〇2-2-2
氏名 東駒形 三郎

(注)

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- (1)の欄は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。



ご本人様が賃借人の場合、申請書と同じ印鑑を使用してください。
ご本人様以外が賃借人の場合、「住宅改修の承諾書」の所有者と同じ印鑑を使用してください。

承諾する場合は、賃貸人がここを記入します。



【記入例】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
（受領委任払い用）

第1号様式

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）													
フリガナ	スミダ タロウ		保険者番号	1 3 1 0 7 8									
被保険者氏名	墨田 太郎		被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
生年月日	昭和 ○○年 ○○月 ○○日		個人番号										
住 所	〒 131-0001 東京都墨田区吾妻橋1-23-20			電話番号 03-1111-1111									
住宅の所有者	○○○		本人との関係（										
改修の内容・ 箇所及び規模	トイレ内の手すり2本 玄関上がりかまちの手すり1本 トイレの開き戸を引き戸へ変更		事業者名	株式会社 墨田区役所									
			着工予定日	○○年○○月○○日									
			完成予定日	○○年○○月○○日									
改 修 費 用	円（うち介護保険対象改修費用 円）												
<p>墨田区長 あて</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。</p> <p>また、上記の保険給付費の請求及び受領を下記の者に委任します。</p> <p>○○年○○月○○日</p> <p>住所 申請者（委任者） 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 （被保険者） 氏名 墨田 太郎  電話番号 03-1111-1111</p>													
<p>受任承諾書（兼確約書）</p> <p>年 月 日</p> <p>上記内容について受任いたします。</p> <p>また、施工にあたっては、法令及び墨田区のと綱を遵守します。</p> <p>受任者（住宅改修事業者） 所在地 東京都○○区○○1-1-1 電話番号 03-2222-2222</p> <p>事業者名（受任者） 株式会社 墨田区役所  代表取締役 向島 一男</p> <p>代表者名 代表取締役 向島 一男 登録番号 墨介住登○○○号</p>													
<p>別添見積書のとおり住宅改修をすること及び変更のある場合には、新たに住宅改修費の支給申請を行うことを誓約します。</p> <p>○○年○○月○○日</p> <p>被保険者氏名 墨田 太郎 </p>													
<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> この申請書に、介護支援専門員等が作成した住宅改修理由書、見積書及び改修前の状態が確認できる写真等を添付してください。 改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。 													

改修費用は記入不要です。

【記入例】介護保険住宅改修費給付券

第2号様式		介護保険住宅改修費給付券		発行年月日		〇〇年		〇月		〇日			
被保険者氏名	墨田 太郎	発行番号	〇〇墨福介住第〇〇号										
		被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	
事業者	名称	株式会社 墨田区役所											
	所在地	東京都墨田区〇〇1-1-1											
	電話番号	03-5608-6149											
有効期間	発行の日から60日間（着工期限）												
改修費用	160,000 円（介護保険対象改修費用 160,000 円）												
改修の内容	手すりの取付け 引き戸等への扉の取り替え												
支給予定金額	144,000 円												
被保険者自己負担額	介護保険内自己負担額(1割)										16,000 円		
	介護保険外自己負担額										0 円		
発行者	墨田 区 長 〇〇 〇〇										印		
問合せ先	墨田区 福祉保健部 介護保険課 給付担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話番号(03)5608-6149(直通)												
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本件と引き換えに上記の住宅改修を行ってください。 ・その際、記載された被保険者負担額を事業者にお支払いください。 ・上記の支給予定金額は、本券と引き換えに、本券に記載の住宅改修が行われ、事業者の請求により、その住宅改修が行われたことを確認したときに、支給決定される金額です。 ・本給付券を不正に使用した場合は、費用の額又は費用の一部を返還していただくことがあります。 ・事業者、改修箇所、改修内容等を変更したとき又は給付券の有効期限が過ぎたときは、再度申請を行ってください。 												
住宅改修をし、領収書の交付を受けた日付を記入ください。		被保険者の資格が喪失したときは、この給付券は無効となります。 事業者は、この給付券を添えて、保険給付費の請求を行ってください。										申請書に使用した印鑑で押印ください。	
上記住宅改修を実施し、改修金額の1割相当分の金額を支払い、これに係る領収書の交付を受けました。													
		〇〇年		〇月		〇日							
被保険者氏名		墨田 太郎										墨田	

【記入例】介護保険住宅改修に係る請求書

第4号様式

介護保険住宅改修に係る請求書

〇〇年 〇月 〇日

墨田区長 へ

所在地 東京都墨田区〇〇1-1-1

事業者名 株式会社 墨田区役所

代表者氏名 代表取締役 向島 一男

株式会社
墨田区役所
代表取締役
の印

_____ 墨田 太郎 様 被保険者番号 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 に対して、

住宅改修を施行したので、下記の金額を請求します。

給付券に記載されている支給予定金額を記入ください。

144,000 円

申請書に記載した内容と相違がないように記載ください。

なお、上記の金額を下記の口座に振り込んでください。

口座登録した場合は、空欄で提出してください。

銀行	本店	種 目	口座番号
墨田 信用金庫	向島 支店	1) 普通預金	
信用組合	出張所	2) 当座預金	3 3 3 3 3 3 3
金融機関コード	店舗コード	3) 貯蓄預金	
フリガナ	カ) スミダクヤクシヨ		
口座振替依頼欄	株式会社 墨田区役所		
口座名義人	株式会社 墨田区役所		

口座内容を正しく記入ください。

注意 ・ この請求書に介護保険住宅改修費給付券、工事後の写真等を添付してください。

(A4)

【記入例】介護保険住宅改修費給付券再交付申請書

第3号様式			
介護保険住宅改修費給付券再交付申請書			
フリガナ	スミダ タロウ	保険者番号	131078
被保険者氏名	墨田 太郎	被保険者番号	0000123456
生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日		
住所	〒 131-0001 東京都墨田区吾妻橋1-23-20 電話番号 03(5608)1111		
再発行が必要な理由	① 紛失 2 破損・汚損 3 その他(具体的に記入してください。)		
改修の内容・箇所及び規模	トイレ内の手すり2本 玄関上がりかまちの手すり1本 トイレの開き戸を引き戸へ変更	受領委任事業者名	株式会社 墨田区役所
		着工予定日	〇〇年〇月〇日
		完成予定日	〇〇年〇月〇日
改修予定費用	円 (介護保険対象改修予定費用 円)		
墨田区長 あて		改修予定費用は記入不要です。	
年 月 日付けで発行した介護保険住宅改修費給付券(発行番号第 号) について上記の理由により、再発行を申請します。			
〇〇年 〇月 〇日			
申請者	住所	東京都墨田区吾妻橋1-23-20	
		電話番号	03(560)1111
氏名	墨田 太郎		初回の申請書に使った印鑑と同じ印鑑で押印ください。
			
注意 ・ この申請に基づき給付券が再発行されたときには、前回発行の給付券は無効となります。 ・ 破損又は汚損の場合は、当該給付券を添付してください。また、紛失した給付券が見つかった場合は、速やかに墨田区福祉保健部介護保険課に返却してください。			
(A4)			

住宅改修書類 簡易チェック表

介護保険住宅改修書類チェック表【償還払い用】

事前申請書類

	書類名	備考	チェック欄
必ず必要な書類	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書		<input type="checkbox"/>
	住宅改修が必要な理由書	原則、担当のケアマネジャーもしくは、高齢者支援総合センターの職員が作成します。	<input type="checkbox"/>
	工事費見積書	宛名が被保険者本人名の見積書が必要です。見積内容は介護保険対象部分が明確になるよう細分化していただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
	改修前及び改修後のわかる図面	工事内容がわかるように、平面図、立体図などを用いて作成ください。	<input type="checkbox"/>
	改修前の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。	<input type="checkbox"/>
場合により必要な書類	住宅改修の承諾書	本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修をする場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>
	住宅改修承諾についてのお願い	賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>
	都営、区営アパート等の模様替え許可証などの写し	都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>
	委任状	本人口座以外で給付を受ける際に必要になります。（申請書の記入方法も変わります）	<input type="checkbox"/>

※ 介護保険以外の住宅改修制度を併用される際は、それぞれの窓口事前に申請等を行ってください。

事後申請書類

	書類名	備考	チェック欄
必ず必要な書類	領収書	宛名が被保険者本人名で領収書が必要になります。原則、原本をご提出いただいておりますが、原本が介護保険課で確認できればコピーでも可能です。	<input type="checkbox"/>
	工事費内訳書	事前の見積書に対応した内訳書を提出ください。	<input type="checkbox"/>
	改修後の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。事前に提出した写真と同じ角度から撮影ください。	<input type="checkbox"/>

介護保険住宅改修書類チェック表【受領委任払い用】

事前申請書類

	書類名	備考	チェック欄
必ず必要な書類	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）		<input type="checkbox"/>
	住宅改修が必要な理由書	原則、担当のケアマネジャーもしくは、高齢者支援総合センターの職員が作成します。	<input type="checkbox"/>
	工事費見積書	宛名が被保険者本人名の見積書が必要です。見積内容は介護保険対象部分が明確になるよう細分化していただく必要があります。	<input type="checkbox"/>
	改修前及び改修後のわかる図面	工事内容がわかるように、平面図、立体図などを用いて作成ください。	<input type="checkbox"/>
	改修前の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。	<input type="checkbox"/>
場合により必要な書類	住宅改修の承諾書	本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修をする場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>
	住宅改修承諾についてのお願い	賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>
	都営、区営アパート等の模様替え許可証などの写し	都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/>

※ 介護保険以外の住宅改修制度を併用される際は、それぞれの窓口に事前に申請等を行ってください。

事後申請書類（※事業者の請求書が必要であるため、事業者が提出します）

	書類名	備考	チェック欄
必ず必要な書類	介護保険住宅改修費給付券	申請に用いた印鑑と同一の印鑑で押印ください。	<input type="checkbox"/>
	介護保険住宅改修に係る請求書	事業者の方が作成します。	<input type="checkbox"/>
	工事費内訳書	事前の見積書に対応した内訳書を提出ください。	<input type="checkbox"/>
	改修後の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。事前に提出した写真と同じ角度から撮影ください。	<input type="checkbox"/>

<問い合わせ先> 墨田区役所 介護保険課 給付担当 03-5608-6149

介護保険住宅改修書類チェック表【入院（入所）中・転居前・認定申請中用】

入院（入所）中・転居前・認定申請中は原則、住宅改修を申請できません。しかし、入院（入所）中に退院（退所）にそなえ自宅を改修する場合や転居前に転居後の住宅に改修を行う場合、要介護認定が決定する前に住宅改修を利用したい場合は、事前申請をせず、住宅改修をし、事後申請を行う特例が認められています。事後申請は住宅改修をし、退院（退所）後、住民票移動後、または認定結果が出た後に下記「申請書類」をすべてそろえ、申請を行います。

注1：退院（退所）および転居ができなくなった場合や認定申請の結果「非該当」になった場合は介護保険の給付はできませんので、ご注意ください。

注2：介護保険以外の住宅改修制度を併用される際は、工事を行う前にそれぞれの窓口に事前に申請等を行ってください。

申請書類（チェック欄に「事前」とある場合は、着工前にそろえる書類です。）

※なお、工事前に介護保険の給付対象となるか等、工事内容に疑義がある場合は、見積書や事前の写真、図面等の書類をそろえて、事前にご相談ください。

	書類名	備考	チェック欄
必ず必要な書類	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	入院（入所）中・転居前・認定申請中の工事は <u>償還払いのみがご利用できます。</u>	<input type="checkbox"/>
	住宅改修が必要な理由書	原則、担当のケアマネジャーもしくは、高齢者支援総合センターの職員が作成します。	<input type="checkbox"/> 事前
	工事費見積り書	宛名が被保険者本人名の見積書が必要です。内容は介護保険対象部分が明確になるよう細分化していただく必要があります。	<input type="checkbox"/> 事前
	領収書	宛名が被保険者本人名の領収書が必要になります。原本が介護保険課で確認できればコピーでも可能です。	<input type="checkbox"/>
	改修前及び改修後のわかる図面	工事内容がわかるように、平面図、立体図などを用いて作成ください。	<input type="checkbox"/> 事前
	改修前の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。	<input type="checkbox"/> 事前
	改修後の写真	撮影日を写しこんだ写真が必要になります。改修前の写真と同じ角度から撮影ください。	<input type="checkbox"/>
場合により必要な書類	住宅改修の承諾書	本人以外の方が所有している住宅（賃貸でない）に住宅改修をする場合に必要になります。	<input type="checkbox"/> 事前
	住宅改修承諾についてのお願い	賃貸契約をしている住宅に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/> 事前
	都営、区営アパート等の模様替え許可証などの写し	都営や区営アパート等に住宅改修を行う場合に必要になります。	<input type="checkbox"/> 事前
	委任状	本人口座以外で給付を受ける際に必要になります。（申請書の記入方法も変わります）	<input type="checkbox"/>

「介護保険住宅改修費 支給申請の手引き」

令和2年3月改正

お問い合わせ先

- 墨田区役所介護保険課給付・事業者担当
(郵便番号) 130-8640
(住所) 東京都墨田区吾妻橋1-23-20
(電話) 03-5608-6149
(FAX) 03-5608-6938